八丈島処分場ブロワ修繕

特記仕様書

東京都島嶼町村一部事務組合

1 目 的

本修繕は、八丈島一般廃棄物管理型最終処分場のばっ気ブロワ No.1 及び第1原水調整槽 撹拌ブロワ No.1 が経年による部品劣化が発生しているため、修繕を行い機能回復するもの である。

2 適用範囲

受注者は、本特記仕様書及び「東京都機械設備工事標準仕様書」の内容を遵守すること。 これらに定めのない事項もしくは疑義が生じた場合については、受注者は東京都島嶼町 村一部事務組合の監督員(以下、「監督員」という。)と協議したうえ決定する。

3 件 名

八丈島処分場ブロワ修繕

4 履行場所

東京都八丈島八丈町末吉 1547 番地ほか八丈島一般廃棄物管理型最終処分場

5 履行期限

契約締結の日から令和3年3月19日まで

6 修繕内容

(1) 対象設備

ア ばっ気ブロワNo.1 (ARH65S)

以下の部品を交換する。

- (ア) ベアリング(ギヤ側) 2個
- (イ) ベアリング(従動側) 1個
- (ウ) ベアリング(駆動側) 1個
- (エ) オイルシール(ギヤ側) 2個
- (オ) オイルシール(プーリ側) 1個
- (カ) タイミングギヤASSY(駆動・従動) 1組
- (キ)油面計ASSY 1個
- (ク) シール部品 1台分
- (ケ) Vベルト 3本
- (コ) フィルター 1個
- (サ) プーリ(ブロワ側) 1個

- (シ) プーリ(モータ側) 1個
- (ス) ブッシング(ブロワ側) 1個
- (セ) ブッシング(モータ側) 1個
- (ソ)軸C止輪 2個
- (タ) ベアリング(モータ用負荷側) 1個
- (チ) ベアリング(モータ用反負荷側) 1個
- イ 第1原水調整槽撹拌ブロワNo.1 (ARH125S)

以下の部品を交換する。

- (ア) ベアリング(ギヤ側) 2個
- (イ) ベアリング(従動側) 1個
- (ウ) ベアリング(駆動側) 1個
- (エ) スリーブ(ギヤケーシング側) 2個
- (オ) スリーブ2(ギヤ側) 2個
- (カ) スリーブ(プーリ側) 1個
- (キ) オイルシール(ギヤ側) 2個
- (ク) オイルシール(プーリ側) 1個
- (ケ) タイミングギヤASSY(駆動・従動) 1組
- (コ) 油面計ASSY 1個
- (サ)シール部品 1台分
- (シ) Vベルト 3本
- (ス) フィルター 1個
- (セ) プーリ(ブロワ側) 1個
- (ソ) プーリ(モータ側) 1個
- (タ) ブッシング(ブロワ側) 1個
- (チ) ブッシング(モータ側) 1個
- (ツ) 軸C止輪 2個
- (テ) ベアリング(モータ用負荷側) 1個
- (ト) ベアリング(モータ用反負荷側) 1個

(2)動作確認

交換作業後に動作確認を行う。点検項目及び点検方法については、事前に協議すること。

7 提出書類

受注者は、以下の書類を各1部提出すること。

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人及び主任技術者等通知書
- (3) 工程表
- (4)報告書(写真含む)
- (5) 完了届

8 その他事項

- (1) 施工中に発見した異常、問題点は随時、監督員に報告すること。
- (2) 施工に必要な器具、工具等は受注者の負担とする。ただし、施工に必要な範囲において、施設に付属する備品又は電気、水道等を無償で利用できるものとする。
- (3) 八丈島一般廃棄物管理型最終処分場内での施工を原則とするが、特に持出しが必要な場合は監督員と協議すること。
- (4) 施工に際しては、処分場維持管理受託者との連絡調整を図ること。
- (5) 交換等により生じた廃棄物については、受注者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。

以 上